

平成 30 年 9 月 11 日

富良野市議会議長 日 里 雅 至 様

市民福祉委員長 宇 治 則 幸

## 委員会事務調査報告書

平成30年第2回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、  
下記のとおり結果を報告します。

### 記

1. 調査案件  
調査第4号 在宅生活を支える高齢者福祉について
  
2. 調査の経過及び結果  
別紙のとおり

## 別 紙

### 調査第4号

#### 在宅生活を支える高齢者福祉について

市民福祉委員会より、調査第4号「在宅生活を支える高齢者福祉について」の調査経過と結果を報告する。本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、第7期富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で掲げる事業内容の把握と、本市が直面している課題の整理に努めてきた。

平成27年国勢調査で、本市の人口は22,936人、世帯数は9,929世帯であった。65歳以上の人口は7,096人（うち75歳以上の人口は3,784人）、高齢者がいる世帯は4,274世帯（うち、高齢夫婦世帯は1,513世帯、高齢単身世帯は1,210世帯）、高齢化率は30.9%である。15年前の平成12年国勢調査と比較すると、まず、65歳以上の人口は、5,565人から1,531人増加し、高齢者がいる世帯は、3,574世帯から696世帯増加した。特に、高齢夫婦世帯は847世帯から666世帯増加し、高齢単身世帯は676世帯から534世帯増加している。次に、高齢化率は21.3%から9.6%上昇し、15年後の平成42年には36.0%に達すると予想されている。

また、介護保険事業状況報告によると、要介護（要支援）認定者は、制度を開始した平成12年度は557人であったが、平成28年度には1,405人と848人増加した。新規認定者のうち、要支援1から要介護1の軽度な方及び非該当者が占める割合は増加傾向にあり、75歳以上の後期高齢者が80.1%を占めている。介護保険給付額は、平成12年度は約8.9億円であったが、平成28年度には約17.5億円となり約2倍に膨らんだ。介護保険サービスの利用者の内訳では、施設サービス利用者は減少傾向であるが、居宅サービス利用者は増加傾向にある。

このような背景のなか、本市では第5次富良野市総合計画、第2期富良野市地域福祉計画をもとに、「富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。これは、高齢者福祉事業の目標と施策を定める市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）と、日常生活圏の設定や介護保険事業のサービスの見込みなどを定める介護保険事業計画を一体化させたものである。現在、実施期間中の第7期計画では、第6期計画（平成27年から29年）の検証と、「日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「介護保険サービス事業所調査」「介護人材確保に関する調査」の基礎調査の結果から、地域課題の把握と現状分析を行い、本市で実施する事業の検討事項などを定めている。

この基礎調査の中で、高齢者の在宅生活を支えるサービスについて、「外出支援」「配食サービス」「緊急通報システム」「除雪サービス」に対するニーズ調査が行われた。その結果、「外出支援」に関する記述が多く見られ、自由意見では、バスの乗車に対する支援を求める声が多く挙げられている。

課題解決に向けた今後の方向性として、「ニーズ調査の自由意見では、交通や移動に関

する意見が多数ありました。高齢者の閉じこもり防止のためにも、市街地域におけるバスの利用率向上の促進、中山間地域のタクシー利用の利便性向上など、公共交通のあり方は全市的に見直していく必要があります。今後、自動車運転に不安を感じる高齢者が、安心して移動できる環境の整備に向けて、国が取りまとめる方策に基づき、先進技術の導入や地域公共交通網の形成に向けて庁内検討委員会のなかで検討を継続します」とまとめている。

以上の現状から、本委員会では、「外出支援」と「地域包括ケアシステム」について意見が集中したところである。

特に、外出支援については、ニーズ調査での自由意見としてバス乗車の支援に対する意見が最も多かったことから、議論を深めてきた。市では、高齢者の外出支援サービスとして、JRやバスなどの公共交通機関を利用することが困難な要援護高齢者に対して、外出機会の支援としてタクシー乗車券を交付し、料金の助成を行っている。また、高齢者に限定しない形では、通院のための医療受診者通院交通費助成や各地域の実情に合わせたコミュニティーカー運行事業などを行っている。

各委員が、直接市民から聞き取った意見では、基礎調査と同様にバスの利便性向上などを要望するものが多かった。一方、タクシー乗車券の交付は、料金の一部を補助するのにとどまり、「補助の充実を図るべき」との意見や、医療受診者通院交通費助成や各地域の実情に合わせたコミュニティーカー運行事業なども「利用者の意見を聞いて柔軟な運用ができないか」などの意見が出された。

次に、地域包括ケアシステムについては、在宅生活を支える高齢者福祉の実施に不可欠な医療、介護、予防、住まい、認知症ケア、相談体制、生活支援サービスを切れ目なく提供することとされ、その早期構築が求められている。地域包括支援センターを中心に、日常生活圏域は交通事情や社会的条件、介護施設の整備状況を総合的に勘案し、おおむね30分以内にサービスを提供することができる範囲を市町村が設定することになっている。第7期計画では、地域密着型サービスを行う介護基盤の整備等を行い、引き続き市内全域を一つの圏域として設定している。

しかし、今後、在宅生活を送る高齢者に対する支援の必要性が増大し、きめの細かいサービスを提供することが求められる。高齢者の身体状態や環境の変化を察知し、その情報を集めるためにも地域との結びつきは欠かすことができない。高齢者自身、またそのご家族が、気軽に相談できる窓口を身近に置く必要がある。このことから、市内全域を一つの日常生活圏域とすることを疑問視する意見も多く出され、相談窓口の設置を地域包括支援センターだけではなく、市街地や郊外地域にも複数設置するべきではないか、との意見が出された。

以上の意見交換から、次の2点について意見の一致をみたところである。

#### 1. 高齢者の外出支援について

外出は、気分転換や気力・体力づくりを促進し、心身の健康を確保することや地域とのつながりを持つ機会が増えることから、閉じこもりなどのリスクを軽減することができる。また、外出を支援することにより、趣味活動、運動、ボランティア、勤労等への参加も可能となる。

その結果、健康寿命の延伸や介護予防効果の向上につながり、ひいては介護保険料の抑制などの効果も期待することができる。今後の高齢化率の伸びに鑑み、高齢者の外出やまち歩きに対する支援を充実させるべきと考える。

#### 2. 地域包括ケアシステムの早期構築

高齢者の在宅生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムを早期に構築することが不可欠である。その一助となる、高齢者の見守りや相談体制を強化されたい。

「高齢者に優しいまち」は「あらゆる世代に優しいまち」に通じることから、高齢者福祉を担当する部署に留まる問題ではなくなっている。高齢者福祉だけでなく、他の事業についても同様に、従来の縦割り行政的な体制や発想で対策を講じても、これからのまちづくりを進めることは難しい。この高齢者福祉では、まず、庁内検討委員会における議論を活発に行い、庁内の情報共有と連携体制をより一層強化されたい。